

# 著作権の適用除外

インターネット社会における知的財産権の保護

社団法人私立大学情報教育協会  
情報倫理教育振興研究委員会

皆さん こんにちは

ここでは 著作権が適用されないケース

つまり 小説や論文などの字で書かれたもの (言語の著作物  
とします)や

音楽、美術、写真、映画などの著作物を、われわれが自由  
に使えるケースについて

考えてみましょう

# 著作権保護の原則

- 原則  
著作物は、著作権法で保護される
- 例外  
著作物でないもの  
著作権が認められないもの  
権利の全部が認められない  
ある目的に対して権利を制限する

2

まず大原則です

著作物は著作権法で守られていますから

権利者の許諾を受けないで

コピーして販売するとか

自分のホームページに貼り付けるとかして

利用することはできません

しかし 次のような例外があります

1番目は、著作物と見られないものです

2番目は、著作物であっても著作権が認められていないものです

3番目は、著作権という権利がなくなっているものです

最後に4番目は、利用する目的から見て、著作権者の権利を制限することが適当だとされているものです

## 著作権保護の考え方

- 著作権制度
  - > 文化の発展、権利の保護のバランス
- 著作者等の権利保護のため独占的な利用
- 文化的所産の公正な利用のための制限

3

このようなことが決められているのは  
著作物というのが、文化の発展のためには  
欠かせないものであるからです

つまり 著作権制度は  
権利者を保護するということを第一義にしていますが  
それに加えて、  
著作物という文化的な所産を公正に利用するルールでもあります

# 著作物とは

- 著作物の定義は  
思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であるが、  
概念が拡大している
- プログラムの著作物 (芸術の範疇にはない)  
やデータベースの著作物 (一種の編集物) など

4

最初に著作権法では著作物を保護すると申しました  
ですから、著作物でないものは保護されないのは当然のことです

まず 著作物の定義を見てみましょう  
著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、  
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものとされていますが  
その概念はどんどん拡大しています

この定義からすると  
著作物とらと  
小説や詩歌のような文芸作品  
絵画や彫刻のような美術作品  
作曲や作詞のような音楽作品のような  
芸術作品を思いますが

例えば、プログラムのような機能的なもの  
データベースのような機能的に編集されたものも  
著作物の中に入ります

## 著作物でないもの

- 創作性のないものは著作物ではない
- 具体的には、  
    雑報（人事異動や死亡記事）  
    電話番号簿、列車時刻表  
    株価データ、気象データ など
- リンク、シソーラス、キーワードを付与すれば  
    著作物となる場合もある

5

そこで問題となるのは  
著作物でないものです

ここでは、創作性と表現というのがポイントです  
アイデアであって文字などで表現されていないものは  
著作物にならないことは自明でしょう

表現されていても、創作性がなければ著作物になりません  
具体的な例は

雑報といわれる人事異動や死亡記事など  
電話番号簿や列車時刻表などの事実を述べたもの  
株価データ、気象データなどのデータです

これらは誰が表現しても同じものとなるわけで  
そこには創作性がないと考えられています

ただし、リンク、シソーラス、キーワードを付ければ  
編集物やデータベースとなり、著作物となる場合もあります

## 著作権が認められないもの

- 憲法、条約、法律などや、判決文は著作物ではあるが、著作権はない
- 判決文などには、住所・氏名などの個人情報が含まれているケースが多いので、別の側面から制限がある

6

次に著作物ではあるのですが  
著作権は認められないものです

このようなものの例は少なく  
憲法、条約、法律などや、裁判所の判決・決定などは  
著作物ではあるが、著作権はないとされています

しかし、判決文などには、  
住所・氏名などの個人情報が含まれているケースがあります  
その場合は、個人情報保護法などの別の側面から制限されることとなります

## 著作権の全部が認められない

- 著作権には保護期間がある
  - 一般には、著作者の死後、50年間保護される
- 保護期間を過ぎると  
パブリックドメイン (公有物) になる
  - 著作権が相続財産であって、相続人がいないときなどは、国庫に帰属するのではない

7

3番目は、著作権という権利がなくなっているケースです  
著作権は、著作物に対する独占的な権利を与えて  
保護するものですから、永久に保護すると文化の発展がとまってしまいます

そこで保護期間を設けています  
一般には、著作者の死後50年間です

この保護期間が過ぎると  
著作権は消滅して、公有物・パブリックドメインとなります

相続財産に著作権が入っていて  
相続人がいないときにも  
権利は国庫に帰属するのではなく  
公有・パブリックドメインになります

## 公正利用に対する権利制限

- 公正な目的のため、  
著作者等の著作権が制限されるケースがある
  
- 一般的に、  
権利者の利益を不当に害する場合は認められない

8

最後に、利用する目的から見て、  
著作権者の権利を制限することが適当だとされているものです  
ただし、一般的なルールとして、  
権利者の利益を不当に害する場合は認められていません



## 著作権の制限

- 私的使用
- 図書館における複製
- 引用
- 教科用図書等への掲載
- 教科用拡大図書等の作成のための複製
- 学校教育番組の放送等
- 学校その他教育機関における複製等
- 試験問題としての複製等
- 点字による複製
- 視覚障害者のための自動公衆送信
- 営利を目的としない上演等
- 時事問題に対する論説の転載等
- 政治上の演説等の利用
- 時事の事件の報道のための利用
- 裁判手続きにおける複製
- 行政機関情報公開法等による開示のための利用等々

9

具体的には

ここにあげていますように多くのケースがあります  
これらは、利用目的や利用の様態から見て  
権利者の許諾を受けなくても利用できるケースです

ただし、教科用図書等への掲載の場合のように  
使用料相当額の支払いを要する場合があります

大学教育で特に問題となるのは

学校その他教育機関における複製等でしょう

## 教育機関における複製等

- 学校等で授業に利用するために複製することは可能
  - 種類、用途、複製の部数や様態から見て、不当に権利者の利益を害するときは認められない
- 遠隔授業のためには、ネットで配信すること(公衆送信といいます)は可能

10

大学などの教育機関における複製等については  
著作物の公正利用ということになります

そこで、授業のためには著作物のコピーが  
一定範囲で認められています

しかし、コピーして利用する著作物の  
種類、用途、複製の部数や様態から見て、  
不当に権利者の利益を害するときは認められません

具体的には50名のクラスのために  
1000部のコピーをすることなどは  
認められません

またこの規定は  
遠隔授業に対応しています  
ネットで配信する場合にも適用されます

## 新しい動き

- GNUプロジェクトのように、フリーソフトウェアを指向する考え方もあります (<http://www.gnu.org/home.ja.html>)
- プログラムの著作物等について、著作権を主張しないという考え方です
- UNIXの発展のために果たした役割は大きいと思われま

11

最後に、著作物の利用に対する最近の動きを紹介しましょう

GNUプロジェクトという団体があります  
UNIXのOSを前提として  
フリーソフトウェアを推進しています  
ここでは、著作権の概念が違います

ここでは、ソフトウェアを、自由に使い、配布し、改良することを計画しています

## 新しい動き

- 文化庁が推進している自由利用マーク  
(<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>)
- 自ら作った著作物を、  
「他人に自由に使ってもらってよい」ことを明示する  
ためのマークです



12

最後に、文化庁の推進している  
自由利用マークです

学术论文は関心のある人に読んでもらうことが目的です  
このように  
著作権を主張しないこと  
別の言い方をしますと  
他人に自由に使ってもらってよいことを  
明示するためのマークです